

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 計量器の定期検査の実施  
土地改良事業計画の適否の決定  
営住宅の家賃等の徴収事務の委託  
出納長の権限に属する事務の委任
- ◇ 選 管 告 示 個人演説会を開催することができるとの施設を指定した旨の報告
- ◇ 公 告 鳥取県警察官採用試験の実施

## 規 則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに

に公布する。

昭和五十四年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十二号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四・六パーセント以内」を「五パーセント以内」に改める。

第四条中「三・四パーセント」を「三・五パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十四年六月十九日から適用する。

3 昭和五十四年六月十八日以前に改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百八十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十四年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十四年九月十日	午前十時から午後三時まで	米子市	福原中学校
九月十一日	"	"	米子市住吉公民館
九月十二日	午前九時三十分から午後三時三十分まで	"	米子市義方公民館
九月十三日	"	"	米子市就将公民館
九月十四日	"	"	米子市役所分庁舎
九月十七日	"	"	啓成小学校

鳥取県告示第六百八十三号

昭和五十四年六月十八日付けで溝口町から申請のあった土地改良（二部地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和五十四年八月十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
- 溝口町役場

九月十八日	午前九時三十分から午前十時三十分まで	"	山陰労災病院
"	午前十一時から正午まで	"	国立米子病院
"	午後一時から午後二時三十分まで	"	鳥取大学医学部附属病院
九月二十六日	午前十時から午後三時まで	"	米子市役所分庁舎

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、高城第三団地及び小江尾団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ倉吉市及び江府町に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十一条第四項の規定により、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和五十四年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任させた事務

「民謡をあなたに」入場料、大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会入場料及びミュージカル「ジーザス・クライストス・パースター」入場料の収納事務

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 山口武夫

三 委任期間

昭和五十四年八月六日から同年十一月二十日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

鳥取市選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年八月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称 所 在 地

鳥取市立富桑隣保館 鳥取市西品台六七四番地

鳥取市立美穂公園 鳥取市朝月二二番地

公 告

職員の任用に関する規則 (昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和54年 8 月 10 日

鳥取県人事委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和54年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官 (A)	約 12 名
警察官 (B)	約 8 名

3 対象となる職種

4 給与

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員(巡査)の職  
この試験に合格し、採用された者は、原則として、次の表に掲げる給  
料のほか諸手当が支給される。

学 歴	給料月額
大 学 卒	99,600 円
短 大 卒	92,600
高 校 卒	85,900

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格	格
警察官 (A)	学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (短期大学を除く。) 若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は昭和55年 3 月 31 日までに卒業見込みの者	昭和27年 4 月 2 日から昭和38年 4 月 1 日までに生まれた男子
警察官 (B)	上記以外の者	昭和27年 4 月 2 日から昭和37年 4 月 1 日までに生まれた男子

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）、論文（作文）試験、適性検査及び身体検査とし、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

## (2) 試験の期日

昭和54年10月7日

## (3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

## (4) 第1次試験合格者の発表

昭和54年11月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）

にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

人物試験、身体検査、体力検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

## (2) 試験の期日及び場所

昭和54年12月上旬に鳥取市において行う。

## 8 最終合格者の発表

昭和54年12月中旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に

記載される。

採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。

## (3) 申込受付期間及び申込受付時間

## ア 申込受付期間

昭和54年8月15日（水）から同年9月22日（土）まで（日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による申込みは、昭和54年9月22日までの消印のあるもの限り受け付ける。ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付ける。

## イ 申込受付時間

9時から17時まで（ただし、土曜日は、12時まで）

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封す

ること。  
 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

項目	基準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸囲	78cm以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】